Ⅳ－10

雑誌記事分析による交通安全教育の変遷に関する考察

フジタ建設コンサルタント（株）非会員　横田絵莉
徳島大学大学院　学生員　○藩　哲
徳島大学大学院　正会員　山中英生

1．背景・目的

自転車空間整備への関心の高まりの中で，中高生等への教育が重要とされている．本研究では交通安全教育を行う対象やその内容がどのように変化してきたか明らかにすることにより，今後，中高生を中心に自転車教育を行う上での基礎資料とすることを目的として行った．

2. 分析方法

本研究では，(財) 日本交通安全教育普及協会発行の雑誌「交通安全教育」の創刊号(1966. 10)から第 500 号(2007. 12)を用いた．長期間定期発行された雑誌記事から交通安全教育の変遷をみることができると考え，以下の2つの分析をおこなった．

1)まず，目次タイトルと記事種別を入力し，対象を示すキーワード(子ども・幼児・小学生・中学生・高校生・大学生・若者・親・高齢者)の表出記事割の変遷を分析し，交通安全教育を行う対象となる年齢層の変化をとらえることを試みた．

2)さらに，主要な記事の中から交通安全教育の内容，問題点，議論を読み取り，整理した．

3. タイトルデータベースの分析　結果

図―1は，子どもに関するキーワード(「子ども」「幼児」「小学生」)の表出記事割合と子どもの事故死者数の変化を示している．このように，子ども(15 歳以下)の交通事故による死者数減少とともに記事も減少していることがわかる．

図―2は，「高齢者」の表出記事割合を示している．高齢者については，高齢者については子供とは逆に交通事故死者数の増加とともに記事表出も増加している．

一方，図―3は，「若者」の表出記事割合を示す．若者(16 歳～20 歳)の交通事故による死者数は，増加しているとはいえないが，記事数の増加は顕著であることがわかる．事故件数や負傷者の増加，あるいは若者が加害者となる事故等への着目などが理由として考えられる．

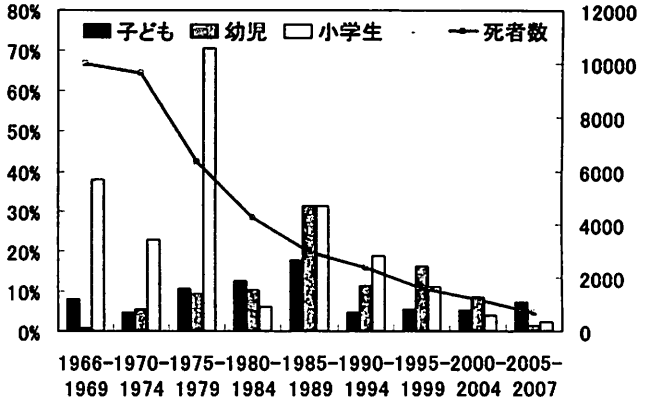

図1 「子ども」の表出記事割合と子どもの交通事故死者数

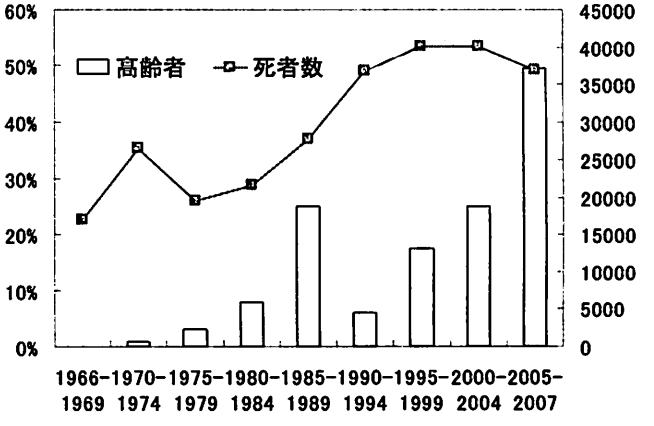

図2 「高齢者」表出記事割合と高齢者事故死者数

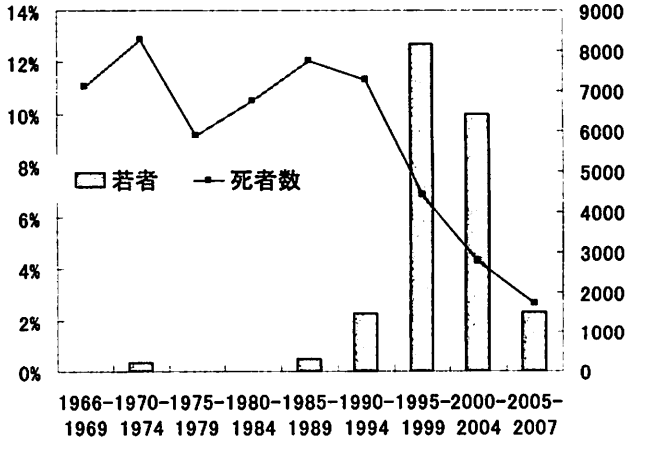

図3 「若者」表出記事割合と16-20才事故死者数

図－4は「自転車」の表出割合を示す。1985 年～1990 年を除き，「自転車」の表出記事割合はほぼ一定で，2005 年以降，表出記事割合は増加していることがわかる．

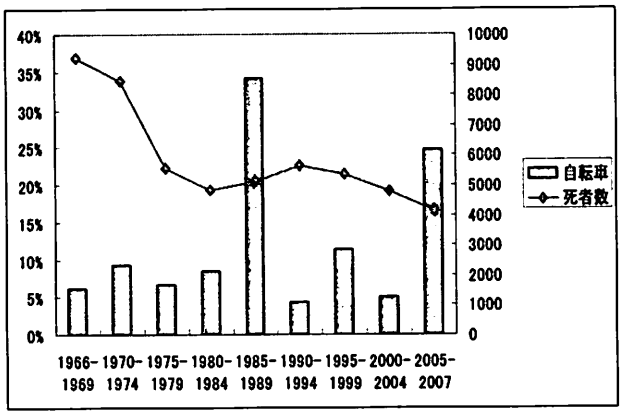

図3 「自転車」表出記事割合と自転車事故死者数

4) 考察

分析の結果から，当初，子どもを対象として行われてきた交通安全教育が，現在では，高齢者や若者を中心にその対象となる年齢層が広がっていることが明らかとなった．また，それは単に交通事故件数の増減によってのみ変化しているというわけではないと考えられる．

若者の記事割合の増加については，若者による二輪車の暴走行為が問題となってきたことが関係していると考えられる．

また，1985 年から 1989 年における自転車の記事割合の増加については，自転車による事故が再び増加傾向にあったこと，自転車利用者が増加していたことなどが関係していると考えられる．

4. 主要記事の内容分析

1) 学校・家庭・地域の連携による交通安全教育

学校，家庭，地域の協力，連携の必要性が指摘されているが，創刊当初の複数の記事で，学校，家庭，地域のそれぞれで行う交通安全教育の問題点も述べられていた．学校では交通安全教育が正課として独立するか，学校行事等の活動で行うかが議論であり，他教科に比べ軽視されている．家庭では少しも自転車事故の防止対策をしていないし， 児童を乗車奨励へ押し流してしまう．地域では，警察の指導する立場と学校の教育する立場の方針が間違っている．

2) 守りの教育から攻めの教育へ

1970 年までの交通安全教育は，交通に関する知識を教えるものや，危険な行動を単に禁止するといったものが中心であった．このような「守りの教育」に対する問題点が指摘された上で，1975 年頃からは，体験型・実践型の「攻めの教育」を重視する傾向がみられるようになっている．

3) 生涯教育としての交通安全教育

1980 年代の複数の記事の中で，それまでに行われていた教育は，それぞれの年齢層ごとに独立していて，生涯を通しての一貫性がないという指摘があり，1985 年以降の記事には，子どもから高齢者まで一貫した生涯教育としての交通安全教育を推進すべきとする意見が多く見られるようになる．

4) 人間教育としての交通安全教育

現在では，交通事故の減少だけを目的とするのではなく，長期的な展望で，交通安全マインドと交通マナーの向上を目標とした，人間教育としての交通安全教育が推進されている．

3) 自転車教育に関する視点

自転車教育の特徴としては，自転車交通を通じて，歩行者側と車両運転者側の双方の立場や知識を理解することができること，道路交通法の条項に直接関連して指導する内容が多いことが挙げられていた．

また，自転車教育に関しても，全体の交通安全教育と同様，当初は知識を教えることや，自転車に乗ること自体を禁止するような教育が中心であったものが，現在では，道徳教育の一環としての要素を強めていることが明らかになった．

6. おわりに

分析の結果，現在の中高生に対しては，それまでの段階で，自転車の乗り方，交通ルールやマナーなどの教育は行われており，自転車を安全に利用するための知識は十分に持ち合わせていると考えられる．ゆえに，知識があるにもかかわらず，それが生かされていないことに1番の問題があるといえる．そこで，中高生に対しては，納得させて実践に導く自転車教育を行う必要がある．